

四日市市告示第 4 7 5 号

四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 6 月 2 4 日

四日市市長 森 智 広

四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱（平成 1 8 年四日市市告示第 4 6 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後			
別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）			
四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業対象種目			
（単位：円）			
種目	対象者	性能	基準額
（略）			
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	1 2 8 , 7 0 0
<u>チューブ型包帯</u>	<u>皮膚疾患群にり患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者</u>	<u>外力から皮膚を保護できるもの</u>	<u>1 7 0 , 5 0 0</u>

改正前			
別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）			
四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業対象種目			

(単位：円)			
種目	対象者	性能	基準額
(略)			
人工鼻	人工呼吸器の装着又は 気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児 童又は介助者が容易 に使用し得るもの	128,700

改正後				
別表第2 (第7条関係)				
費用負担基準				
世帯の階層区分			費用負担 基準月額 (円)	加算基準月 額 (円)
(略)				
D20		1,041,001円以上	全額	左の費用負 担基準月額 の10%。 ただし、そ の額が8, 560円に 満たない場 合は8,5 60円
備考				
1 費用負担月額の決定の特例				
ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の対象者が、同時にこの費用負担基準の適用を受ける場合は、その月の費用負担基準月額の最も多額な対象者以外の対象者については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。				
イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。				

ウ 対象者に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該対象者の扶養義務者がいないときは、費用負担月額の決定は行わないものとする。
ただし、対象者本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて費用負担月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該対象者の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に対象者を扶養しているもののうち、当該対象者の扶養義務者のすべてについて、その市町村民税等により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「対象者の属する世帯」とは、当該対象者と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と対象者が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は対象者と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、対象者と世帯を一にしない扶養義務者については、現に対象者に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ （ア）認定の基礎となるのは、

I 所得税法（昭和40年法律第33号）

II 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

III 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定

によって計算された地方税法により賦課される市町村民税（た

だし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）である。

（イ）平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（以下、本通知）の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。

ただし、令和2年3月31日以前に日常生活用具の給付を受けている対象者が属し、その費用負担基準月額の算定にあたり本通知を適用していた世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、都道府県等の判断により、本通知の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることも可能とする。

（ウ）指定都市に住所を有する者の市町村民税所得割を算定する場合には、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率（6%）により算出された額を用いることとする。

（エ）生活保護については、現在生活扶助や医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については、支援給付を受けている事実、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。

（オ）当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

(3) 費用負担基準の適用時期

費用負担基準の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 費用負担基準中、費用負担基準月額欄に「全額」とあるのは、当該対象者の措置に要した費用について、市が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

4 費用負担基準の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

令和2年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市町村の長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。

改正前

別表第 2 (第 7 条関係)

費用負担基準

世帯の階層区分		負担基準月額 (円)	加算基準月額 (円)
(略)			
D 2 0		1, 0 4 1, 0 0 1 円以上	左の徴収基準月額の 10%。ただし、その額が 8, 5 6 0 円に満たない場合は 8, 5 6 0 円

備考

1 負担月額の決定の特例

ア A階層以外の各階層に属する世帯から 2 人以上の児童が、同時にこの費用基準額表の適用を受ける場合は、その月の負担基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。(10円未満の端数は切り捨て)

イ 児童に民法(明治31年法律第9号)第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、負担月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に市民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて負担月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で、現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてに

ついて、その市民税等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位をいうのであって、居住を一にしない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは同様とする。

イ 「被保護世帯」とは、アにより同一世帯員と認められた世帯の中心者が生活保護法による生活扶助、医療扶助等を単給又は併給のいずれかを問わず受けている世帯をいう。

ウ 「市民税非課税世帯」とは、同一世帯員と認められたすべての世帯員が当該年度において、前年分（翌年の1月1日から6月30日にあつては前々年分とする。）の市民税を納付すべき者がいない世帯をいう。

(3) 毎年度のこの負担基準額表の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 その他

B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯については、A階層と同様の取扱いとする。また、費用の負担の額については、平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額算定の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（以下「障害保健福祉部長通知」という。）の規定に基づき、平成22年度税制改正前の年少扶養控除及び特定扶養控除上乗せ部分を考慮して決定することとする。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書

年 月 日

四日市市長

(申請者) 住 所

氏 名

(対象者との続柄)

小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付について、次のとおり申請します。

対 象 者	住 所	四日市市 (電話 -)
	氏 名	(年 月 日生)
	疾 病 名	
給 付 用 具 名		
給 付 を 希 望 す る 理 由		
備 考		

(添付書類)

- 1 対象者の扶養義務者の当該年度分市民税課税額を証明する書類（同意書欄に署名のある場合は不要）
- 2 用具の見積書
- 3 その他市長が必要と認める書類

同意書 私は、この申請に係る事務を行うため、四日市市長が市の保有する私及び私の世帯に関する個人情報（住民基本台帳情報、税情報）を利用することに同意します。 年 月 日 署 名
--

第2号様式（第5条関係）

調 査 書

世帯員の状況	氏 名	対象者 との 続 柄	課 税 状 況		備 考			
			均等割額	所得割額				
		本人						
世帯区分	1 被保護世帯又は市民税非課税世帯 2 市民税均等割課税世帯 3 市民税所得割課税世帯							
生活の状況	住宅	自宅／借家 (貸主の諾否)	浴 槽	和式／洋式 ／なし	便 器	和式／洋式／ 携帯用	住宅 改造 改修	有・無
	入浴	他人の介助必要／自分でできる 清拭のみ／入浴清拭していない			排 便	他人の介助必要／自分でできる 便器（携帯用）使用		
	移動	車いす使用／自分でできる 他人の介助必要（一部・全部）			そ の 他	コミュニケーションが容易になる ／情報入手が容易になる／(在宅生 活・独居)が可能になる／その他		
給付 必要の有無	有・無		給付する (しない) 理 由					
給付 用具名								
予定価格	円		公費負担 予定額	円		利用者 負担額	円	
その他 特記事項								
年 月 日				調査員				

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第5条関係）

四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券					
給付番号	第	号	給付券発行 年 月 日	年 月 日	
利用者氏名			生年 月 日	年 月 日	
児童氏名			利用者との 続 柄		
利用者住所					
給付用具名					
価 格	円	公 費 負 担 額	円	利用者 負担額	円
業 者 名					
業 者 住 所					
この券の 有効期限	利用者が業者に 提示する期限	年 月 日	業者の公費 支払請求期限	年 月 日	
上記のとおり決定する。 年 月 日 四日市市長 印					
業者の納入した日	利用者から受領した額		受領業者名及び年月日		
年 月 日	円		年 月 日		
用具受領者 氏 名	確 認 (職名・氏名等)		年 月 日		
そ の 他 特 記 事 項					

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)
- 2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱(令和3年四日市市告示第182号)の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
<p>第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。</p>		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市社会福祉施設における苦情解決事業実施要綱(平成17年四日市市告示第292号)	(略)	
四日市市新生児聴覚スクリーニング検査費用補助金交付要綱(平成28年四日市市告示第134号)	(略)	
(略)		

改正前
(押印の省略)

第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市社会福祉施設における苦情解決事業実施要綱（平成17年四日市市告示第292号）	(略)	
<u>四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年四日市市告示第465号）</u>	<u>第1号様式、第2号様式及び第4号様式</u>	<u>第1号様式については、署名をした場合に限る</u>
四日市市新生児聴覚スクリーニング検査費用補助金交付要綱（平成28年四日市市告示第134号）	(略)	
(略)		

(こども未来部こども手当・医療給付課)